

第6期 第8回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録（概要）

開催日時	令和4年12月23日（金） 午後5時30分～午後6時45分
開催場所	阪南市役所 別棟1階 第2会議室
出席者	【検証部会委員】 壬生部会長、田中委員、佐渡委員、須藤委員、牛田委員 5人出席 【市】 政策共創室 藤原室長、御坊谷室長代理、岩下主査、枇榔主事
傍聴人数	1人
議題	○答申（素案）について
資料	○提言書（素案）
会議	あいさつ 部会長 皆さん、こんばんは。早速ですが、今日の次第に基づいて部会進行していきます。次第3答申素案について、事務局より説明をお願いします。 【答申（素案）について】 事務局 答申（素案）について、提言書（素案）に基づいて説明。 （答申（素案）について、委員からの意見、質疑・応答） 部会長 今説明のありました通り、前回色々ご指摘いただいた内容を踏まえて、素案の内容を少し修正、加筆していただきました。これを本日議論して内容が少しでも固まれば、推進委員会にまたお返し、その素案を再度、推進委員会で議論する。そして推進委員会でも承諾を得れば、市長に答申をお渡しするという流れになります。素案が少しでもわかりやすいものになればと思っております。 これまで議論してきたことに加え、事務局で2ヶ所ほど確認いただいています。住民投票と個人情報保護に関しては、他の条例や法律との関係を整理するために、条文を少し修正や削除した方がいいというご指摘をいただいております。ご質問やご指摘、ご提案でも結構ですので、ありましたらお願いします。 すぐに無いようでしたら、私から1点だけ意見があります。素案の3ページの住民投票の条文、解説において、第3項の解説の部分を全て削除するという説明が先程ありました。これを削除してもよろしいのでしょうか。第3項に関して、その条文自体は残ると思うのですが。 事務局 条例上第3項は残りますが、その他同様に、自治基本条例内で「別に条例で定める」という表現をしているところの解説を見たとき、特にそこについて触れている解説はなかったため、同様に削除したという形となっています。 部会長 ちなみに、どの条文ですか。 事務局 第22条情報公開等の第5項で、「公開の手続きについて必要な事項は別に条例で定める」と条例上規定しています。解説でも「阪南市情報公開条例において別途定めています」という内容で掲載されています。 部会長 第3項の解説文でも、住民投票条例というものがあるという事を記載していただきたいと思いました。このような条例が既にありますよという内容だけでも、解説に入れてください。 委員 前に協働の話をした時に、共創という言葉の意味が難しかったという話もしましたが、その説明が今回、素案の5ページの前文に載っていました。しかし他のところにも、第3条の(5)に協働の定義がありますが、ここに共創も掲載したらいいのではないかと思います。 もう一つは、議会の意思決定機関についてもここにも説明を記載してもいいのかなと思いました。意思決定機関とは何かという話は第10条以降に出てくるため、共創と同様にその内容を定義に載せるとわかりやすいのではないかと思います。 部会長 ありがとうございます。意思決定機関については素案11ページに、第10条第1項として市の意思決定機関や議会とはどのような意味かという定義に近い条文があるため、こちらでいいような気がします。しかし重要な言葉は説明しておいた方がいいというのはその通りだと思います。 協働と共創の話が議論になったとき、条文を修正するほどではないという話をしたような記憶があるのですが、どうでしたか。 事務局 協働の中に、共創という概念が包含されています。そしてそれを推進することが、第20条協働の推進という形で規定されています。そこからあえて抽出して、修正をしなくてもいいのではないかと思います。議論がありました。 また、既に総合計画に規定されており、その辺をどこで盛り込んでいくのかといった時には、前文の中に「協働してまちづくり」というような表現が最初に出てきます。よって共創はその中に入っていることを、解説の中で見えるようにしていけばいいのではないかと話がまとまったと記憶しております。 部会長 この第3条の定義の条文の解説には共創を入れていません。協働の解説を他にしている所はありますか。定義のところしかしてないのでしょうか。 おそらく、ここに入れるという話はそもそもしていなかったかもしれません。

事務局	定義も一旦保留していました。全条文を見直す時に、新たにデジタル化の話もありましたので、追記しなくてはならない表現が出てきた時に、最後に定義を合わせる形で議論していればと進んでいただかなと思います。
部会長	条文を変えないが、定義のところで説明があってもいいかなというご指摘と理解しました。ありがとうございます。
事務局	先程、共創は協働の中に包含されていることご説明させていただきました。しかし、定義の協働のところで、そのように読み取れないため、共創の解釈を定義の解説に盛り込んでいくことは問題ないと思います。
部会長	おそらく、その方が本当にわかりやすいです。その他はいかがでしょうか。何か修正した方がよいところや足りないと思う事があれば、ぜひ教えてください。
委員	素案を上手にまとめているなと思います。この前確認したのですが、正面玄関の左側の情報公開コーナーの自治基本条例が最新のファイルになっていました。前回の検証部会での私の要望に早速応えていただいたなと思いました。
委員	やはりこの自治基本条例はとても重要だと思います。この間、まちづくりの会議でもそれを持ってきて、何かの時にはそれに基づくようなことを言っていました。それは一般の学校、公募で来られた方が話していたのですが、やはり関わっている方々は、常に自治基本条例のことをしっかり気に留めて今も活動してくださっているなととても驚き、嬉しいなと思いました。先程の経験から、この条例は私も関わっていますが、本当に重要な条例だなと思いました。この素案が最終版になるのでしょうか。
部会長	そうですね。これで推進委員会にお返しする事になりますので、この検証部会が最終確認となります。
委員	今日の会議の後で少し気になった事があれば、お伝えすることが出来るでしょうか。
事務局	その辺りは柔軟に対応させていただきます。必ずしも今日でなければならないということではないので、お気づきのことがあれば仰っていただければと思います。
部会長	ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。
委員	自治基本条例を一体どの程度の人々が知って、尚且つ活用してくれているのかというところが気になります。私も実際この会議に入って、初めてこれを知ったぐらいです。そのため、これをもっと広めたらいいなと思います。
委員	前回の検証部会で述べられていましたが、条例の文言を修正するには、議会を通さなければならぬと述べていましたよね。
事務局	そのとおりです。素案の3ページや15ページをご覧いただければと思いますが、今回、検証を行っていただくなか、第26条と第28条については条文の変更や改正をしていきたいと思っております。改正する際は、議会へ議案を上程して可決すれば、条例を改正する運びとなります。
委員	ありがとうございます。市議会議員における自治基本条例というものが議論されていると聞いていますが。
事務局	議員で構成されている議会改革推進検討会という組織で、議会の基本条例を制定されようと、今議論をされていますが、まだ条例は出来てはいないです。
部会長	ありがとうございます。答申（案）については今日で一応素案をまとめたいです。
事務局	詳しい日程は次第4で説明しますが、次回は推進委員会を予定しています。本日の検証部会で第8回目となります。この部会で、これまで議論を重ねてきた集大成が提言書にまとまることになります。次の答申の段階では、ここに記載している検証部会での意見や、推進委員会の意見は削除し、条文、検証結果、それに対する意見の3つを記載をしていく形になります。よって、検証において、部会の意見はどのようなものがあったかなどは、推進委員会に提示するこの提言書が最後になりますので、皆様で最終確認をいただければと思います。
部会長	素案の4ページの第28条危機管理の解説修正後のところについていくつか質問があります。まず解説修正後の一番上に、いきなり危機事象の定義が記載されていますが、「この条文における危機事象は」という文章にしないでいいでしょうか。
事務局	今ご意見をいただきましたとおり、自治基本条例の他の条文の解説を見比べても、語句から記載している表現ではなく、「この条文でいう危機事象とは、」などと、文章形式の方に修正していただいた方が、解説文としては統一感が生まれるかなと思いますので、修正をしたいと思います。
部会長	いきなり言葉が出てくると、何かなと思ってしまったのでこの質問をしました。もう一つ、解説修正後の第2項、2段落目の「危機管理においては、市民はもとより、買い物や旅行などで本市に滞在する者もその範囲に含むとします」と書いてあります。それは危機管理の範囲でしょうか。適切な言葉が思い浮かばなかったのですが、どのような書き方をすればいいのでしょうか。
事務局	自治基本条例では全体として市民の定義を在勤、在学とかの方々を含めて市民だと定義しています。買い物に来た方や旅行で一時的に滞在される方は、この市民の表現に含まれないということになると、危機事象が発生した際に、その人達には対応しないのかという話が、前回の議論に出ていたと記憶しています。この危機管理の条文において、危機事象が起こった際には、そのような方々も含め区別をするのではなく、みんなで協力し合っていきたいということを意図して書きたいと考えています。

委員	危機事象というよりも、大規模な地震や災害と書いた方がわかりやすいと思いますが。上に書いてあるからそれでいいのでしょうか。
委員	危機事象の発生においてはというよりも、危機事象の発生時にという表記の方がいいかと思えます。
部会長	そういうことですね。市民に加えて滞在している人も範囲に含まれるのでしょうか。
委員	範囲という言葉は不要ではないでしょうか。「含まれる」という言葉だけでいいのではないのでしょうか。 「このような人も含まれる」というような書き方でいいかと思えます。
委員	「危機事象が発生時の対象者の範囲においては」という書き方にして、「含むもの」という書き方も、「含むものとします」とした方がいいのではないかと思います。
部会長	これで少しわかりやすくなったかなと思います。ありがとうございます。 これでよろしいでしょうか。
事務局	4ページの第2項の解説の「また、誰もが、安全に安心して暮らせるまちをめざし、市民や地域が一体となって様々な災害・事故などの発生」という文があります。それについて様々な災害・事故などのという表現を危機事象という文言に変えようと思います。
部会長	そうですね。そのように統一しましょう。 5ページの前文の解説修正後で、先程ご指摘もいただいた共創を入れたところで意見があります。網掛けしている部分とその後ろにも、協働・共創と言葉を並べてくれたと思います。しかしこれらの言葉がたくさん出過ぎると混乱してしまうような気がするため、少し言葉を整理したいと思います。 この段落の一番後ろにある「協働・共創によるまちづくりを進めていく」という部分に関しては不要かと思えます。代わりに前にある網掛けの部分の少し修正してもいいではないでしょうか。「協働の中でも新しい価値や事業等の創造・構築段階から協働で取り組む共創の考え方を取り入れ」とありますが、ここをどのように簡潔にするか考えましょう。協働という言葉が多くわかりにくいと思います。
事務局	ここは「創造・構築段階から取り組む共創の考え方」の方がいいのでしょうか。
部会長	そのようにした方が良いですね。 協働という言葉が無いのに、協働の中でもと言われても混乱します。協働の中に共創ということであれば、それがわかるような表現にしておいた方がいいかなと思います。その辺は総合計画との考え方を整理しておかなければならないです。 その他いかがでしょうか。何か気になることはありませんか。
委員	阪南市の個人情報の保護に関する条例や、阪南市議会の個人情報の関係の条例の資料と同じようなものがありますね。
部会長	市と市議会の両方に条例を持っているということですね。
事務局	個人情報保護法という法律に基づいて、今までは、各市町村で個人情報の取り扱いを定めていくようになっていました。しかし今回、法律が改正され法律の中で、民間も含め同様の取扱基準が定められましたので、市独自の条例が不要になってきたという背景があります。 よって、阪南市個人情報保護条例を廃止しますが、その代わりに、その法律を準拠するために、阪南市における法律の施行条例を新しく作りました。内容としては法律に書かれていることはしっかり守っていきましようというのを定めています。加えて、阪南市議会においても、個人情報の取り扱いをしっかりやっていきましようということで、阪南市議会の個人情報保護に関する条例を策定しました。
委員	個人情報の保護は、これから特に重要であるなと思います。
部会長	ありがとうございます。他に何か気になる点はありませんか。大丈夫ですか。
事務局	確認ですが、共創の考え方を定義や前文の解説に入れるということで、読みやすくしたらどうかというところですが、どのような文言をいれるかについては議論がなかったともいますので、事務局で考えた文言を追記させていただいたものを、答申案で見ていただくという形でよろしいでしょうか。
部会長	協働の中でこのような事にも力を入れています。という書き方になるのではないかと思います。 では、まとめですが、協働の定義に関する条文の解説のところに、共創の考え方を加えることが追加する内容になるため、素案2ページの検証結果4のその他のなかで、今は解説文の修正が前文と第23条となっていますが、そこに第3条の定義も入ることになります。推進委員会に提出する時は、今日のご指摘を反映します。それに加えて、先程述べた7ページ以降の検証部会での意見や、推進委員会の意見を削除して目次を付けて出すこととなります。もし本日の検証部会が終了してから、何か思い出したこと、気づいたことがあれば、ぜひ事務局にご連絡をお願いします。 ぜひ熟読して、そして何か変だなと思うことがありましたら、ご連絡をください。どうぞよろしくお願い申し上げます。では、答申素案については以上で終了したいと思います。 次に次第4、その他について事務局から説明をお願いします。
【その他について】	
事務局	その他について、次回の日程について説明。

部会長	はい、ありがとうございます。 では以上で、本日予定しておりました案件が全て終了しました。本日はお忙しい中、ありがとうございました。
-----	--